

「成年後見制度」 出前講座のご案内

無料
受付中

成年後見制度とは、認知症、知的・精神障がいなどによって、判断能力が不十分な方々の不動産や預貯金などの財産管理、また介護サービスや施設入所の契約、また悪徳商法被害からの回復など、本人の権利や財産を守り、本人を法律的に支援する制度です。

知っておきたい！正しい制度内容

- 対 象： 福祉関係の相談機関（居宅介護支援事業所など）、福祉サービス事業所、福祉施設、病院、その他各種団体など
（5人～10人程度/1回）
- 時 間： 60分程度 平日（月～金）の午前9時30分～午後4時30分の間
- 場 所： お申込者でご用意ください。
- 費 用： 無料
- 内 容： 「成年後見制度の基礎的知識」「利用手続きの流れ」「後見人等のできること、できないこと」等
- 説明者： 市役所職員
- 申込方法： まずは、日時等について電話・e-mailにてご相談ください。
事前打合せ後、石垣市ホームページ掲載の「石垣市成年後見支援センター出前講座申込書」にご記入のうえ、お申込みください。
（ホームページ URL）
https://www.city.ishigaki.okinawa.jp/soshiki/fukushi_somu/seinenkoukenseidonikakarucyukakukikan/10039.html

【申込み・問合せ先】

石垣市成年後見支援センター（福祉総務課内）

TEL 0980-87-5515

e-mail fukusoum@city.ishigaki.okinawa.jp

〒907-8501 石垣市字真栄里 672 番地 石垣市役所 1 階（福祉総務課内）

こんな時は、ご相談ください！

- ・実際に家庭裁判所へ申立をしたい！
- ・申立をしたいが身寄りがいない！

- ・石垣市障がい者基幹相談支援センター TEL 0980-87-9211
（石垣市役所 障がい福祉課内）
- ・石垣市地域包括支援センター TEL 0980-84-3333
（石垣市役所 介護長寿課内）